

2017 ぐらしのサポーター通信

詐欺的サクラサイト商法に注意

<ハイライト>

□ 今月のテーマ

・詐欺的サクラサイト商法に注意

・子供の歯磨き中の喉突き事故などに気を付けましょう

・最近のメールマガジンから

□ お知らせ

□ ぐらしのコラム
ガッツポーズ
～ほくそ笑む～

サイト事業者との関係が疑われるサクラが、様々な役柄になりすまして、消費者の気持ちを利用しながら、サイトに誘導し、有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトを「サクラサイト」といいます。

「サクラサイト」による被害は、SNSや内職・副業サイトなどがきっかけになることが多く、相手方とのやりとりを進めていく中で、「会員登録料」や「メールの文字化け解除費用」、「手続きのミス」などを名目に、支払いを求められる手口が多く見られます。

■ 県センターへの相談事例

- 1, 間違いメールがきっかけでやりとりをしていた男性が芸能事務所に入ることになり連絡がとれなくなるため、ばれないように出会いサイトを介して連絡をとるようになった。やり取りを続けていたところ、届いたメッセージが文字化けしてしまい、文字化け解除費用にポイントが必要になり、電子マネーでポイントが買えると聞いて40万円分を支払った。
- 2, SNSで知り合った女性と連絡先を交換するために、3千円分のポイントを支払い正規会員になった。続いて連絡先交換のために必要なポイント5万円分を購入し、サイトの指示通り自分のメールアドレスを送った。しかし、情報の送信ミス指摘され、別の方法による連絡先交換のために次々とポイントを請求され、15万円を支払った。また、再度連絡先を交換したが文字化けし、文字化けの解除にさらなるポイントを請求されたが、女性に応援されたこともあり、10万円分を振り込んだ。今度こそと思ったがうまくいかず、数日後さらに20万円分のポイントを求められ、ようやくおかしいと思った。

■ 注意していただきたい事項

- (1) サイト利用のきっかけとなる迷惑メール等には絶対に返信しない。特に、「お金をあげる」、「タレント等の著名人と会える」等、本当かどうか確認できない相手とメール交換をしない。
- (2) サイトへの登録や一定期間の利用が無料であっても、途中から有料となるサイトが多い。有料となる時点で、やり取り内容や相手が本当かどうか確認できない場合は、お金を支払わない。加えて、将来得られるという収入を前提とした支払いはしてはいけない。万が一、サービスを利用する場合は、自分が支払った合計金額をこまめに確認する。
- (3) 詳細な個人情報をサイト業者に伝えた場合にトラブルが生じている場合もみられるので、サイトに身分証等の提示を求められても、氏名・住所等の詳細な個人情報を安易に出さない。出会い系サイト規制法上のルールでは、氏名・住所等の個人情報をすべて出す必要はない。確認が必要となる可能性があるのは年齢のみである。



子供の歯磨き中の喉突き事故などに気を付けましょう

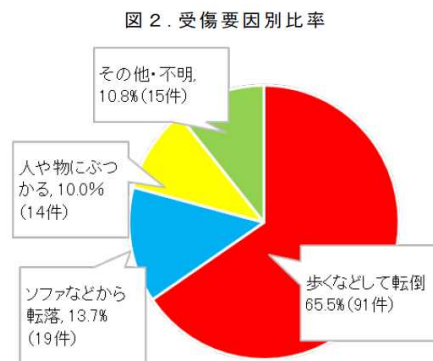
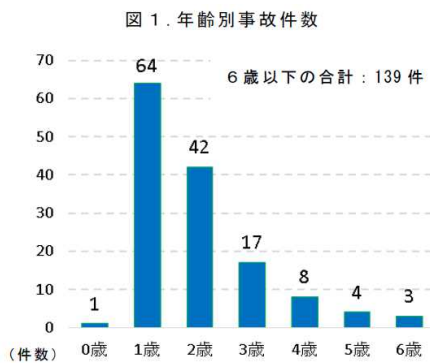
(国民生活センター)

虫歯予防や口の中の衛生のため、歯磨きは大切な生活習慣です。また、乳幼児期から子供用歯ブラシを使用して歯磨きをするなど、子供にとっても歯磨きは毎日の習慣である一方で、歯ブラシをくわえたまま転倒し、喉を突くなどの事故情報が寄せられています。

■ 事故発生件数と受傷要因別比率

6歳以下の子供が歯磨き中に歯ブラシをくわえたまま転倒して喉を突き、口の中に刺さってけがをし、入院するなどの事故報告が寄せられています。平成22年12月から平成28年12月までに139件の報告が寄せられています。

年齢別では、1歳児が最も多い64件、次いで2歳児が42件、3歳児が17件でした。けがをした要因としては、**歯ブラシをくわえたまま歩くなどして転倒したことが最も多くな**っています。



消費者庁イラスト集より

■ 事故事例

- ① 歯ブラシをくわえて走っていたところ転倒し、歯ブラシを喉に突き刺し、口の奥を受傷し出血した。血は自然に止まったが、発熱し、元気がないため救急外来受診した。喉に血腫・膿瘍の疑い等があり、8日間入院した。
- ② 歯ブラシをくわえてソファに座っていたが、前のめりに転落し歯ブラシが刺さった。親が抜去し歯科医院へ行ったが、その後発熱と首に腫れがあり受診。蜂窩織炎（ぼうかしきえん）の診断にて入院。

■ 注意喚起

- ① 歯磨き中は、**保護者がそばで見守り、床に座らせて歯磨きをさせましょう**。子供が、歯ブラシを口に入れたり歯ブラシを手を持ちたりしたまま歩き回ると、転倒してけがをする危険があるので、気を付けましょう。
- ② 子供用歯ブラシは、**喉突き防止カバーなどの安全対策を施したものを**選ぶようにしましょう。
- ③ 保護者が仕上げ磨きをする際は、子供用歯ブラシはきれいにする効果が不十分のため、仕上げ用歯ブラシを使用しましょう。ただし、仕上げ用歯ブラシは、喉突きなどの危険性が高いため、子供には持たせず、子供の手の届かない場所に置きましょう。
- ④ 歯ブラシだけでなく、**箸やフォークなど、喉突きの危険性のある日用品も**、口に入れたまま歩いたり、走ったりさせないようにしましょう。



喉突き防止対策を施した歯ブラシの例

最近のメールマガジンから

徳島県消費者情報センターでは、センターに寄せられた相談を元に、毎週火曜日にメールマガジンを配信しています。今回は今年度の配信から、3件をご紹介します。

■ No.550 連絡先が分からない訪問販売業者 (H28.5.24)

「先日突然やってきた業者から、『味噌を買って』としつこく勧誘され、断り切れず4kgを12000円で購入した。冷静に考えると高額すぎるのでクーリング・オフしたいが、契約書や領収書はなく、業者名も連絡先も分からない。」という相談が寄せられました。

訪問販売の場合、事業者には業者名や販売目的を告げ、契約書等の法定書面を交付することが法律で定められており、書面受領日より8日間は、クーリング・オフすることができます。

しかし、業者と連絡が取れなければ現実的に返金を求めることができません。

トラブルを防ぐために勧誘されても必要ない時はきっぱり断りましょう。



消費者庁イラスト集より

■ No.571 開運商品を申し込んだら祈りを勧められて… (H28.10.18)

「雑誌広告で見た開運数珠を購入後、業者から電話があった。家族の悩み事を話すと『お祓いをしないと子供に災いが降りかかる』と言われ、高額な祈禱料を請求された」という相談がありました。

これは、消費者の不安をあおって、開運商品や祈禱サービスを契約させる、いわゆる「開運商法」です。雑誌を見て購入した数珠は通信販売のためクーリングオフ制度の適用はありません。しかし、電話で勧誘された商品や祈禱サービスについては、法定書面を受け取った日を含め8日以内であればクーリングオフができる可能性があります。

悩みがあって何かにすがりたい時こそ、冷静になって悪質業者につけ込まれないように気を付けましょう。



消費者庁イラスト集より

■ No.582 子供のゲーム課金に注意！ (H29.1.10)

「クレジットカード会社から、『不審な高額決済があるが間違いはないか』と問合せがあった。確認したら、子供が私のクレジットカードで勝手にオンラインゲームのアイテムを購入していたことが分かった」という相談がありました。

スマートフォンや携帯型ゲーム機の普及にともない、親のクレジットカードを無断で使う子供たちのトラブル事例が増えています。

子供がどのようなゲームで遊んでいるのかを確認し、親子でゲームの内容や課金の仕組みについて話し合っておきましょう。

また、クレジットカードの管理については細心の注意を払い、毎月の利用明細を確認することも大切です。



消費者庁イラスト集より

★ メールマガジンの登録はこちらから ★

<http://www.tokushohi.or.jp/mail.php>

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

【ツイッター アカウント名】

徳島県防災・危機管理情報

【くらしのサポーター通信はこちら】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

◆ くらしのコラム ◆

ガッツポーズ ～ほくそ笑む～

大相撲千秋楽の白鵬と稀勢の里の対戦は、稀勢の里が勝ち、すでに決めていた優勝に花を添えた。勝者の稀勢の里、敗者の白鵬共に淡々としていて立派だった。

スポーツ大会での風景を見ると、勝者はガッツポーズで会場を回り、敗者は口惜しさを表に出している。相撲は、敗者は勝者を誉め、勝者は敗者を労わる、日本の文化の一断面を見た思いだ。

こんな時、勝者は感情を表に出さずに一人「ほくそ笑む」のである。ほくそ笑むとは、北叟がうまくいったことを一人「してやった」と笑うことである。

北叟は「人間万事塞翁が馬」の塞翁の別名。含蓄ある言葉だ。

くらしのサポーター 三原茂雄

◆ お知らせ ◆

徳島県消費生活審議会委員の募集について

県民の皆様の幅広いご意見を消費者施策に反映させるため、県民の消費生活に関する重要事項を調査審議していただく「徳島県消費生活審議会」の一部の委員を募集します。

■ 募集委員数 2名

■ 応募資格

徳島県内に居住する満年齢18歳（平成29年4月1日現在）以上の方で、年2回程度開催される審議会に出席できる方。

ただし、国や地方公共団体の議員及び常勤の公務員の方は応募できません。

■ 任期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間

■ 応募方法

住所、氏名、生年月日、年齢、性別、連絡先（電話番号）、応募の動機、主な経歴等（国、県、市町村の委員等の経歴、その他の活動の経歴）を明記した用紙（様式自由）に、次のテーマによる小論文（800字程度）を添付して、郵便、電子メール、ファクシミリなどの方法で応募してください。

なお、提出いただいた応募書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

■ 募集期間

平成29年3月1日（水）から平成29年3月14日（火）（当日消印有効）

■ 選考結果のお知らせ

応募者全員に文書でお知らせします

■ その他

（1）会議に出席していただいたときは、徳島県の規定に基づき、報酬と交通費をお支払いします。

（2）応募者の個人情報、本来の目的以外に使用することはありません。

■ 連絡先

徳島県 危機管理部 県民くらし安全局 生活安全課 消費相談担当

電話：088-621-2175



くらしのサポーター担当者より

様々なSNSが利用されている今、「メールマガジン」という響きは、随分古く感じられるかも知れませんが、しかし、記事でご紹介したメルマガは、火曜日の定期的のほか、緊急時にもメールをお送りするようになっており、消費生活に関する情報をタイムリーに受け取ることが出来ます。是非ご登録ください。

（長谷）